

三重県議会における三重県手話言語条例に基づく取組について

平成 29 年 4 月

三重県議会では、平成 27 年 10 月に三重県手話言語に関する条例検討会を設置し、計 12 回の会議などを経て取りまとめた条例案を議員提出議案として提出しました。この条例案は平成 28 年 6 月 30 日に全会一致で可決され、平成 29 年 4 月 1 日から全面施行されました。

これを受け、県（執行機関）では県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間で計画期間とする「三重県手話施策推進計画」を平成 29 年 3 月に策定したところですが、三重県議会としても次のとおり手話に関する取組を進めていきます。

取組区分	平成 28 年度までの取組状況	平成 29 年度 of 取組予定	平成 30 年度以降 of 取組予定	担 当 課	根拠規定
1 本会議、委員会、議長定例会見等における手話通訳					
本会議、委員会	平成 15 年第 1 回定例会から、本会議の代表質問、一般質問の際、手話通訳者 2 名が待機（午前 10 時から 11 時までの間）し、希望者に対して手話通訳を行っている。 また、上記以外でも希望があれば、事前申込により手話通訳者、要約筆記者の配置を行っている（委員会も同様に配置）。	引き続き実施	引き続き実施	議事課	条例第 8 条第 1 項

区 分	平成 28 年度までの取組状況	平成 29 年度取組予定	平成 30 年度以降取組予定	担当課	根拠規定
本会議のテレビ・インターネット中継	—	本会議におけるテレビ・インターネット中継映像への手話通訳の挿入を試行的に実施し、その結果を評価・検証し、平成 30 年度以降の本会議中継等での手話の導入について検討する。	平成 29 年度の検討結果を踏まえて決定	企画法務課	条例第 8 条第 1 項
高校生県議会	平成 26 年 8 月及び 28 年 8 月に実施した「みえ高校生県議会」において、議場の議席前方に手話通訳者を配置して、手話を言語とする参加高校生に対して手話通訳を行った。	(高校生県議会の実施予定なし)	高校生県議会の実施の際に、手話通訳を必要とする高校生が参加する場合には、引き続き実施	企画法務課	条例第 8 条第 1 項
高校生県議会のインターネット中継	平成 28 年 8 月に実施した「みえ高校生県議会」の録画中継において手話通訳を挿入し、三重県議会のホームページでインターネット配信を実施した。	平成 30 年度以降の本会議中継等での手話の導入についての検討と合わせ、平成 30 年度以降の高校生県議会での手話通訳についても検討する。	平成 29 年度の検討結果を踏まえて決定	企画法務課	条例第 8 条第 1 項

区 分		平成 28 年度までの取組状況	平成 29 年度 of 取組予定	平成 30 年度以降 of 取組予定	担当課	根拠規定
	議長定例記者会見のインターネット中継	平成 29 年 2 月の議長定例記者会見から手話通訳を実施した。	引き続き実施	引き続き実施	企画法務課	条例第 8 条第 1 項
2	事務局職員の手話に関する研修	平成 29 年 1 月に、議会事務局職員研修として、手話についての基本的理解、手話の入門演習を内容とした研修を実施した。 なお、議員においては、平成 28 年 11 月に手話についての基本的理解、手話の入門講座を内容とした勉強会を実施した。	引き続き職員研修を実施	引き続き職員研修を実施	総務課	条例第 10 条第 2 項

(参考) 三重県手話言語条例

第 8 条第 1 項 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

第 10 条第 2 項 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。